

令和 8 年 9 月 2 9 日

大町市長 柳原 健 様

大町市水道事業等経営審議会

会 長 松 田 邦 正

大町市水道事業等について（答申）

令和 7 年 9 月 26 日付、7 上下水第 101 号で諮問のありました下記の事項について、当審議会において慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり答申します。

記

2 水道事業と公営簡易水道事業の統合及び水道料金に関する事

答 申 書

1 はじめに

水道は、市民の生命と暮らしを支える最も重要なライフラインの一つであり、将来にわたり安全で安心な水を安定的に供給し続けることは、市の重要な責務である。

一方、全国の水道事業を取り巻く環境は、人口減少や節水機器の普及等による料金収入の減少、施設や管路の老朽化、物価や工事費の上昇、頻発・激甚化する自然災害への対応などにより、年々厳しさを増している。

本市においても同様の課題を抱えているほか、平成18年の市町村合併以降、水道事業と公営簡易水道事業がそれぞれ異なる料金水準及び料金体系で運営されており、市内における料金負担の地域格差が長年の課題となっている。

また、今後は水道施設の耐震化、水質管理の強化、老朽化した施設や管路の更新など、多額の施設整備が継続的に必要となることが見込まれている。

こうした状況を踏まえると、現在の水道サービスを維持するだけでなく、将来世代に健全な水道事業を引き継ぐという長期的な視点に立ち、持続可能な経営基盤を確立していくことが不可欠である。

当審議会では、この認識のもと、水道事業と公営簡易水道事業の統合の方向性及び今後の水道料金のあり方について審議を行った。

2 審議内容

(1) 統合の方向性について

国において水道事業の経営基盤強化が求められる中、本市が抱える料金水準の地域格差を解消するとともに、水道事業及び公営簡易水道事業の持続可能性を確保していくためには、将来的な事業統合に向けた取り組みを進める必要があるとの認識で一致した。

また、両事業の今後の収支見通しを確認した結果、水道事業、公営簡易

水道事業ともに、人口減少等による料金収入の減少や施設の老朽化に伴う更新費用の増加などにより、将来的には現行の料金水準を維持することが困難なため、見直しが必要な状況にあることを確認した。

一方、両事業には現時点で料金水準に差があることから、それぞれの事業について同時に料金を引き上げた場合には、現在の料金格差が解消されず、将来の料金統一及び事業統合を円滑に進めることが困難となる。

このため、両事業の料金水準の均衡を図り、将来的な事業統合につなげていく方法について審議した結果、水道事業の料金を先行して見直し、公営簡易水道事業については当面現行の料金水準を据え置くことが、現実的かつ妥当であると判断した。

具体的には、次のとおりとする。

- ① 水道事業については、健全で持続可能な経営を確保するため、必要な料金改定を行う。
- ② 公営簡易水道事業については、将来的には料金水準の見直しが必要な状況にあるものの、両事業の料金水準が均衡するまでの間、現行の料金水準及び料金体系を据え置くこととする。
- ③ 両事業の料金水準が均衡した段階で料金体系を一本化し、その後、事業統合を行う。

この取組みにより、市民負担の急激な変化を抑えつつ、市内全域における料金負担の公平性を確保するとともに、将来の事業統合を見据えた水道事業の経営基盤の強化を図ることができるものと判断した。

（２）水道料金の改定について

水道事業の今後の収支見通しについて審議した結果、人口減少等により料金収入の減少が見込まれる一方、三日町配水池の耐震化をはじめ、水質管理対策、施設の統廃合、老朽化した機械・電気設備及び管路の更新など、今後も多額の施設整備費が必要となることが確認された。

このため、現行料金を維持した場合には、令和９年度以降、料金収入だけでは水道事業に必要な費用を十分に賄うことができず、将来にわたり

健全な経営を維持することが困難になると見込まれる。

こうした状況を踏まえ、料金算定期間を令和9年度から令和11年度までの3年間とし、日本水道協会の「水道料金算定要領」を踏まえ、将来の施設更新に必要な財源を料金原価に適切に反映する「総括原価方式」により、必要な料金水準について検討した。

特に、資産維持費については、単に料金算定期間中の収支不足を補うものではなく、老朽化する水道施設を将来にわたり計画的に更新し、現世代と将来世代との負担の公平性を確保するために必要な費用として審議した。

日本水道協会の算定要領における標準的な考え方を踏まえつつ、本市の今後の施設更新需要、市民生活への影響及び急激な料金負担の増加を避ける観点から総合的に検討した結果、今回の料金算定においては、資産維持費を1%算入することが適当であると判断した。

その結果、令和9年度から令和11年度までの水道事業に必要な費用を確保し、今後の施設更新への最低限の備えを行うためには、現行料金に対して平均13%から14%程度の引上げが必要であるとの結論に達した。

一方、公営簡易水道事業についても、今後の収支見通しを踏まえると料金の引上げが必要な状況にあるが、将来の水道事業との統合を見据え、まず両事業の料金水準の均衡を図ることを優先し、今回の料金改定においては現行の料金水準及び料金体系を据え置くことが適当であると判断した。

なお、今回の改定は、将来必要となる更新財源の全てを一度に料金へ反映するものではなく、市民負担の急激な増加を抑えながら、持続可能な水道経営に向けて段階的に必要な財源を確保していくものと位置付けることが適当である。

3 答申内容

(1) 統合の方向性について

将来の水道事業と公営簡易水道事業との事業統合を視野に入れ、水道事業全体の経営基盤の強化及び市内における料金水準の地域格差の解消に取り組むことが適当である。

そのため、両事業ともに料金水準の見直しが必要な状況にあることを踏まえつつ、市民負担の急激な変化を避けるため、水道事業の料金を先行して見直し、公営簡易水道事業については、両事業の料金水準が均衡するまでの間、現行の料金水準及び料金体系を据え置くこととする。

その後、両事業の料金水準が均衡した段階で料金体系を一本化し、事業統合を行うものとする。

(2) 水道料金の改定について

令和9年度から、水道事業の水道料金について、将来の施設更新に必要な財源の確保と市民負担の抑制を勘案し、資産維持費1%を算入した料金水準とし、現行料金から平均13%から14%程度引き上げることが適当である。

改定後の水道料金は、別表1のとおりとする。

なお、公営簡易水道事業についても、将来的には料金の引上げが必要な状況にあるが、水道事業との料金水準を踏まえ、将来の事業統合を円滑に進めるため、両事業の料金水準が均衡するまでの間、現行の料金水準及び料金体系を据え置くこととする。

4 附帯意見

本答申の実施に当たっては、将来にわたり安全で安心な水道を安定的に供給するとともに、持続可能な水道事業を確立するため、次の事項について特段の配慮を求める。

(1) 市民への丁寧な説明と十分な周知

事業統合及び料金改定については、その必要性や料金算定の考え方、今後必要となる施設整備の内容等について、市民に分かりやすく丁寧な説明を行うこと。

特に、今回の料金改定は、平成 15 年度以降における消費税率の引き上げに伴う改定を除き、長期間据え置かれてきた中での改定となり、市民生活や事業活動への影響も少なくないことから、改定の実施に当たっては十分な周知期間を確保し、市民の理解を得るよう努めること。

(2) 経営効率化と市民負担の抑制

料金改定を行うことをもって経営改善の取組みを終えることなく、施設の統廃合や適正規模化、維持管理方法の見直しなど、引き続き徹底した経営の効率化及びコスト削減に努め、市民負担の抑制を図ること。

(3) 継続的な経営状況の検証と料金の見直し

今回の料金改定は、将来にわたり安定した水道事業を構築するための第一歩である。

今後も人口減少による料金収入の減少や、大規模な施設更新が継続することが見込まれることから、料金改定後の経営状況、施設更新の進捗、資金残高等を継続的に検証すること。

また、次回の料金改定の検討に当たっては、より長期的な財政計画及び施設更新計画に基づき、資産維持費の水準、基本水量制を含む料金体系のあり方、水道事業と公営簡易水道事業の統合時期等について、総合的かつ抜本的な検討を行うこと。

別表 1

改定後の水道料金

水道（大町・平・常盤・社地区）料金表

種別・用途別	基本料金		
	基本水量	メーター口径	料金
専用給水 (一時給水を除く)	10 m ³ まで	13 mm	1,332 円
		20 mm	1,443 円
		25 mm	1,554 円
		30 mm	1,665 円
		40 mm	1,776 円
		50 mm	3,330 円
		75 mm	4,218 円
		100 mm	5,217 円

(1 か月あたり：税抜)

超過料金	
基本水量 (10 m ³) を超える 水量 1 m ³ につき	
用途区分	単価
一般家庭・病院用	161 円
公衆浴場用	57 円
その他	184 円